

## 平成 22 年度 第 137 回 教育研究審議会議事要録

**日時** 平成 23 年 3 月 8 日 (火) 13:30~17:20  
**場所** 北方キャンパス本館 E701 会議室  
**出席者** 矢田学長、近藤副学長、松藤副学長、中野副学長、石神事務局長、伊藤外国語学部長、白石経済学部長、松尾文学部長、山本法学部長、伊野地域創生学群長、梶原国際環境工学部長、漆原基盤教育センター長、横山社会システム研究科長、齋藤マネジメント研究科長、古賀都市政策研究所長、田村(慶)学術情報総合センター長、田部井学生部長、木原国際教育交流センター長、田村(大)入試広報センター長、上江洲地域貢献室副室長、王評価室副室長、隈本学術情報総合センター副センター長

- 配布資料**
- 1 平成 23 年 4 月 教授・准教授昇任人事選考資料
  - 2-1 特任教員及び特任研究員の選考について (国際環境工学部)
  - 2-2 特任教員の選考について (マネジメント研究科)
  - 2-3 特任教員の選考について (国際教育交流センター)
  - 2-4 特命教授の選考について (教育開発支援室)
  - 3 都市政策研究所に所属する松永裕己准教授のマネジメント研究科への異動について (報告)
  - 4 北九州市立大学及び(株)北九州経済研究所における調査研究の連携に関する基本協定の締結について

議事に先立ち、前回の教育研究審議会において承認された平成 23 年 4 月 1 日付けの国際環境工学部材料デザイン分野担当教員 (陶山裕樹氏) の採用人事について、採用予定者が現在勤務する大学から採用期日の調整依頼があったため、採用期日を同年 10 月 1 日に変更することについて提案があり、承認された。

### 第 1 号 昇任選考委員会による選考結果の審議について

\* 資料 1 のとおり、平成 23 年 4 月昇任人事 (教授昇任については法学部 1 名、基盤教育センター 1 名、地域創生学群 1 名、国際環境工学部 4 名の計 7 名。准教授昇任については法学部の 2 名。) に関して、各選考委員会からの報告がなされ、同報告に基づき昇任候補者の昇任について提案。

(各候補者 1 名ずつ慎重な審議がなされ、多様な意見が出されたが、候補者全員の昇任が相当と判断された。なお、次のとおり質疑があった。)

- 選考対象者の採用前の教歴について、その対象年数、換算年数の算定方法は、採用当時のままとするのか、現在の方法で再計算するのかを明確にしておくべきではないか。
- 現在の算定方法で再計算する。採用当時の算定方法を適用した「教員資格選考調書」は、修正する。なお、修正後も、今回の昇任選考への影響はない。
- また、教歴欄の対象年数、換算年数、みなし資格期間の算出誤りについても、これが今回の昇任選考に影響するものではないが、再計算し、「教員資格選考調書」を修正する。
- 教授昇任にあたっては、「博士号取得」「単著の専門書」「全国規模の学会誌掲載数」の 3 つを原則とするが、これ以外に教員評価の業績が著しく高く顕著な場合も参考にしている。教授昇任については、採用時から現在に至るまで連続して S 評価であった点を、最重視し、選考する。
- 教育プログラムの開発・実施など本学の教育に大きく貢献したソフト面での業績の扱いについては、来年度以降の課題としたい。

【議長】各選考委員会の報告に基づき、各候補者の昇任を承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

## 第2号 特任教員等の採用について

\* 資料2-1のとおり、国際環境工学部からの申請に基づき、特任教員4名及び特任研究員28名の選考について提案。

- 特任研究員は、5名が新規プロジェクトに伴うものである。また、28名のうち27名が更新である。
- 特任教員等の雇用期間は5年以内とし、特に必要がある場合に、この期間を延長することができる。特任研究員のうち2名については、任用年数が5年を超えることになるが特段の理由はあるのか。
- 特任研究員の場合、本学が給与等を負担する者と、本学が給与等を負担せず本務の法人が負担している者の2つに区分される。前者の場合、本学との雇用関係が生じるため、規程第5条が適用される。後者の場合は、本学とは雇用関係にないため、第5条は適用されないものと解釈している。任用年数が5年を超える2名は後者に該当する。
- 特任教員4名については、これまでの任用年数が記載されていないが、それぞれ何年なのか。
- 特任教員のうち3名は、本学と雇用関係にあり、今回の選考で雇用期間2年目となる。残りの1名は雇用関係にない。
- 4名の特任教員は、いずれも授業科目を担当するとのことだが、非常勤講師ではなく特任教員とする理由は何か。
- 特任教員は、文部科学省の教育プロジェクトなどに伴うもので、専任教員と同様の責任で勤務する者に限定している。プロジェクトが終了すれば任用も終わる。
- 国際環境工学部の特任研究員は、50件程度あったものを段階的に削減してきた。今後もさらに精査してやっていきたい。
- 全国的に特任教員の称号を乱発し、特任教員への信頼度が落ちている。本学としての特任教員の基準をより明確にする必要がある。両キャンパス共通の基準については、文系・理系の特質も踏まえながら、検討していかなければならない。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

\* 資料2-2のとおり、マネジメント研究科からの申請に基づき、特任教員2名の選考について提案。

- 高橋基人氏は、中国ビジネスに精通した人物であり、授業科目「中国ビジネス」を担当する実務家教員として適任であると判断した。
- 藤村幸弘氏は、更新である。ITツールを活用した最先端のロジスティクスに精通した人物であり、授業科目「ロジスティクス」を担当する実務家教員として適任であると判断した。なお、東京在住のため、授業は夏季の集中講義で対応することとした。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

\* 資料2-3のとおり、国際教育交流センターからの申請に基づき、特任教員1名の選考について提案。

- これまで本学の国際交流で重要な役割を担ってきた留学生支援団体「フォーラムこくら南」が昨年解散した。今年3月をもって退職する山崎勇治教授は、新たな留学生支援団体の設立を目指して、守恒市民センターを中心に取り組んでいる。退職後も特任教員として平成24年4月の留学生支援団体設立の業務に携わってもらう。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

＊ 資料 2-4 のとおり、教育開発支援室からの申請に基づき、特命教授 1 名の選考について提案。

- 中溝幸夫氏は、現在、FD等を担当する特任教員であるが、平成 23 年度は新たに、次期学長が現在担当している論文指導等の教育業務も引き継ぐなど、教育責任、業務量が増大することから、特命教授として提案するものである。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

### 第 3 号 教員の人事について

＊ 資料3のとおり、都市政策研究所の松永裕己准教授のマネジメント研究科への異動について、人事調整委員会から審議結果の報告がなされ、同報告に基づき、平成23年4月1日付の異動を認めることについて提案。

- マネジメント研究科長から、他のビジネススクールとの差異化を図るため、ソーシャルビジネス分野の専任教員の拡充が必要であり、また、平成22年度の認証評価において、大学基準協会からの指摘を受け、少なくともソーシャルビジネスに関する授業の充実が不可欠となったことから、ソーシャルビジネスに関する理論研究、実態調査、実践活動を行い、かつ幅広い人的ネットワークを持つ松永裕己准教授のマネジメント研究科への異動について申し入れがあった。このため、学長、副学長、関係部局長で構成する「人事調整委員会」を設置し、審議・調整を行った。
- その結果、委員会としては、松永准教授の平成23年4月1日付けでの異動を認めることとした。  
その理由は次のとおりである。基幹科目の担当教員が同研究科の教育研究に専念できる体制を確立し、認証評価の指摘事項を早急に改善する必要があること、都市政策研究所として今回の異動はやむを得ないと判断したこと、都市政策研究所から、今回の異動に伴い皆無となる経済学系の研究者を榊北九州経済研究所との連携により補完し、当面業務に支障が生じないよう研究体制を再構築するとの見解が示されたこと、松永准教授の同意が得られていること、以上を総合的に判断した。
- また、都市政策研究所の組織規模や機能については、将来の大学再編の際に、これまでの歴史的な経緯や役割も十分に踏まえて検討する。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

### 報告

- ① 北九州市立大学及び榊北九州経済研究所における調査研究の連携に関する基本協定の締結について、資料 4 のとおり報告があった。
- ② 平成 23 年度一般選抜（後期日程）にかかる不正防止対策について、報告があった。
- ③ 次回の審議会を 3 月 22 日（火）に開催する予定である旨、報告があった。